令和５年後期号【第３７号】

川崎市 資源集団回収だより

令和５年後期分（７～１２月）は
みなさまの活動により
約 15,787 t の対象物を回収する
ことができました！

令和５年後期分（７月～１２月）の回収量

単位：kg

古紙類					古紙類 計	古 布 類	生きびん類	回収量 総計
新聞	雑誌	段ﾎﾞｰﾙ	牛乳ﾊﾟｯｸ	その他				
4,053,848	3,967,641	7,285,540	9,007	7,310	**15,323,346**	463,387	37	**15,786,770**

次回（令和6年1月から6月まで）の奨励金交付申請について

次回の奨励金申請書の提出期限は令和６年７月末日です。５月中旬～６月上旬に御案内をお送りいたしますので、忘れずに手続きをお願いします。

～申請書・届出書の提出先～

【川崎生活環境事業所（川崎区）】
〒210-0826　川崎区塩浜 4-11-9　（電話）044-266-5747

【中原生活環境事業所（幸区・中原区）】
〒211-0012　中原区中丸子 155-1　（電話）044-411-9220

【宮前生活環境事業所（高津区・宮前区）】
〒216-0033　宮前区宮崎 172　（電話）044-866-9131

【多摩生活環境事業所（多摩区・麻生区）】
〒214-0032　多摩区枡形 1-14-1　（電話）044-933-4111

○代表者・担当者・書類送付先等の変更があった場合は、登録変更届の御提出をお願いいたします。なお、登録変更届等の手続きについても、オンライン申請が可能です。詳細は裏面を御参照ください。

資源集団回収の出し方に御協力ください

回収業者の回収効率を上げるため、登録団体の皆様には、資源集団回収の出し方について、利用者の方々へ周知をお願い申し上げます。また、普及広報用チラシ「正しい資源集団回収の出し方」を、回収場所への掲示や利用者の方々への回覧など、周知の際に御活用ください。

チラシのダウンロード方法

【ステップ①】川崎市 HP で「資源集団回収」と検索

【ステップ②】登録団体のページに進む

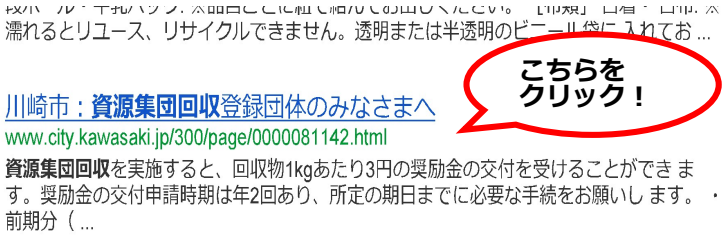

【ステップ③】チラシをダウンロード

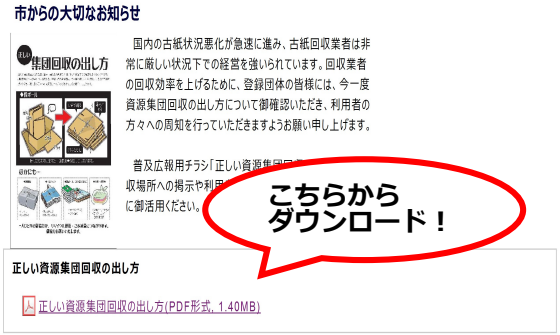

変更届もオンライン申請できます！

変更届等も市ホームページの入力フォームから申請が可能です。スマートフォンでも申請できますので、ぜひ御利用ください。

代表者・担当者・連絡先・書類送付先・回収日・回収場所等に変更がある場合は、速やかに変更届を提出いただくようお願いいたします。

詳細は、市ホームページ「資源集団回収登録団体のみなさまへ」のページ(上記参照)またはこちらのＱＲコードから

家庭系廃棄物の持ち去りを条例で禁止しています

市民の方が安心安全にごみ出しができる生活環境を確保するため、集積所からの家庭系廃棄物の持ち去り、資源集団回収場所からの資源集団回収品目の持ち去りを禁止するため条例改正を行いました(令和４年４月１日施行、罰則は令和４年 10 月１日施行)。

持ち去りを発見した場合、トラブルに発展する可能性もあるので、直接声をかけることは避け、生活環境事業所へ連絡をお願いいたします(表に生活環境事業所の連絡先記載あり)。

発行元：川崎市役所 環境局 生活環境部 減量推進課 減量推進係
TEL.044-200-2579 FAX.044-200-3923

令和６年３月発行